

施設等利用費及び認証保育所等保育料補助金の申請について

荒川区は、区内に住所を有し、認可外保育施設等を利用する保護者の方を対象とした、保育料補助制度を実施しております。

本制度は、国の幼児教育・保育の無償化による給付（以下「施設等利用費」という。）と、区の独自の補助制度による給付（以下「認証保育所等保育料補助金」という。）から構成されており、ご利用の施設によって補助金額や支給要件が異なります。事業区分ごとに、補助要件や申請書類等が異なりますので、ご利用の事業がどの区分に該当するかを確認のうえ、申請をお願いします。

1 申請期限 期限を過ぎての申請や追加書類の提出は受付できません。

事業区分（下表の）	申請期間	区からの支払時期
A B C D E F G Hのうち認可外保育施設(b)	9月2日（月）から9月20日（金）まで	11月下旬頃
Hのうち認可外保育施設(b)以外	9月2日（月）から10月4日（金）まで	

2 補助対象事業

事業名	対象児童 (7歳未満)	税 区分	施設等 利用費	認証保育所等 保育料補助金	(+) 補助金額計	主な支給要件	事業 区分
・ 認証保育所（区外施設も対象）	3～5歳	-	3.7万	2.3万	6.0万	保育認定	A
・ 家庭福祉員（保育ママ） グループ型家庭的保育事業	0～2歳	非	4.2万	2.5万	6.7万	保育認定	B
・ 認可外保育施設（a）		課	0	6.0万	6.0万	指数15以上	C
定期利用保育事業	0～2歳	非	0	6.7万	6.7万	保育認定	D
		課	0	6.0万	6.0万	指数15以上	E
・ 企業主導型保育事業	3～5歳	-	0	2.3万	2.3万	地域枠：保育認定	F
(認可外保育施設指導監督基準を満たす施設のみ)	0～2歳	非	0	2.5万	2.5万	従業員枠：認定不要	
		課	0	6.0万	6.0万	指数15以上	G
・ 認可外保育施設（b）	3～5歳	-	3.7万	0	3.7万	保育認定	H
・ 一時保育 ・ 病児病後児保育	0～2歳	非	4.2万	0	4.2万	保育認定	
・ ファミリーサポートセンター事業 ・ ベビーシッター利用支援事業		課	0	0	0	-	

は、荒川区内の事業者のみが対象です。

【特記事項】

認可外保育施設について

- ・ 認可外保育施設には、国が定める「認可外保育施設指導監督基準」を満たす施設（a）と、満たしていない施設（b）の2種類あります。利用施設にご確認ください。また、都道府県等に開設に係る届出をしていない認可外保育施設は本制度の対象外です。

税区分について

- ・ 市区町村民税のことを表し、「非」は非課税世帯、「課」は課税世帯のことです。

施設等利用費について

- ・ 認可保育園、認定こども園、定期利用保育事業、企業主導型保育施設等に通っている期間は対象外です。

施設等利用費 認証保育所等保育料補助金 補助金額計について、各金額は上限金額です。

認証保育所等保育料補助金は月極契約時間が **120 時間以上**である場合に対象です。

主な支給要件について（要件の詳細は後記）

- ・ 保育認定とは、「保育の必要性の認定」のことで、無償化の対象となるため必要な要件です。認定手続きは荒川区保育課入園相談係で行っております。また、「新2号認定、新3号認定の方」及び「認可保育園等に申込みをした方で既に保育の必要性の認定を受けており、保育の必要性の事由が継続している方（2号認定または3号認定）」については、改めての認定手続きは不要です。
- ・ 指数とは、「荒川区保育利用調整基準」（別紙）に規定する指数のことです。

3 ホームページ

- ・保育の必要性の認定手続きについて
「荒川区トップページ」 画面右上「情報をさがす」 「子育て」 「保育園・幼稚園など」 「幼児教育・保育の無償化」 「無償化のための認定について（施設等利用給付認定）」
- ・無償化の対象施設・事業一覧
「荒川区トップページ」 「情報をさがす」 「子育て」 「保育園・幼稚園など」 「幼児教育・保育の無償化」 「無償化の対象施設・事業一覧」

4 補助金の交付要件（事業区分ごとに、要件の全てを満たす方が対象です）

【事業区分A B D】

- 保護者及び対象児童がともに、荒川区に住所を有していること
- 対象児童が、対象事業利用時に荒川区から保育の必要性の認定を受けていること
- 補助金の対象施設を利用しており、月極契約をしていること
- 保育の必要性の認定事由が確認できること（現況確認）
- 保育料等を納入していること（滞納していないこと）

【事業区分C E G】

- 保護者及び対象児童がともに、月の初日に荒川区に住所を有していること
- 保護者それぞれ（ひとり親の場合には当該保護者）が月の初日に「荒川区保育実施基準」に規定する指数15以上（65歳未満の同居の祖父母においては指数12（就労は11）以上）であること
- 補助金の対象施設を利用しており、月の初日に在籍し、月極契約をしていること
- 保育料等を納入していること（滞納していないこと）

【事業区分F】

- 「地域枠の方」は従来の保育認定（教育・保育給付認定。2号・3号認定）を受けていること
- 従業員枠の方は区から認定を受ける必要はありません（施設側で認定済み）。
- 保護者及び対象児童がともに、月の初日に荒川区に住所を有していること。
- 企業主導型保育事業（ ）を利用し、月の初日に在籍し、月極契約をしていること。
- 保育料等を納入していること（滞納していないこと）。
- ただし、国が定める「認可外保育施設指導監督基準を満たす」施設に限ります。

【事業区分H】

- 保護者及び対象児童がともに、荒川区に住所を有していること
- 対象児童が、対象事業利用時に荒川区から保育の必要性の認定を受けていること
- 保育の必要性の認定事由が確認できること（現況確認）
- 補助金の対象施設を利用していること
- 保育料等を納入していること（滞納していないこと）

5 提出書類（全て揃えた上で、一度にご提出ください）

【全ての事業区分に共通】

荒川区施設等利用費の支給申請書 兼 認証保育所等保育料補助金交付申請書

補助申請期間において転入・転出があった場合にはその日付を必ずご記入ください。記入が無い場合、補助金の額を正しく算出できない場合があります。

荒川区施設等利用費の支給請求書 兼 認証保育所等保育料補助金交付請求書

領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 認証保育所等保育料補助金対象利用料証明書

【月極保育施設用】と【月極保育施設以外用】と2種類ありますので、該当の施設様式を記入の上、利用した施設から証明を受けてください。

外国籍の方

在留カードの写し（両面）

【事業区分 A B D F H】

上記 ～ に加えて以下の 2 つの書類（現況確認）

- (1) 施設等利用給付認定現況届
- (2) 保育が必要な状況が継続していることを確認できる書類

< 現況確認とは >

施設等利用給付認定は、保育を必要とする事由が継続していることを確認するため、所定の時期に現況届の提出が必要となります。提出がない場合、保育を必要とする事由に該当するかの確認ができないため、施設等利用費の支給対象となりませんのでご注意ください。また、認定期間の延長や変更等を行う場合は、別途所定の手続きが必要です。

【事業区分 C E G】

上記 ～ に加えて以下の書類

荒川区に転入された方

住民税納税通知書または住民税課税（非課税）証明書（コピー可）

補助金申請月	証明年度	取得場所
令和 5 年 9 月から令和 6 年 8 月まで	令和 5 年度分	令和 5 年 1 月 1 日にお住まいの自治体
令和 6 年 9 月から令和 7 年 3 月まで	令和 6 年度分	令和 6 年 1 月 1 日にお住まいの自治体

保育実施基準の指数を証明する書類（父母及び 6 5 歳未満の同居の祖父母）

保育の事由	提出が必要な証明書類
就労 （育児休業中を含む）	「就労証明書（外勤・自営業共通）」・「就労状況申告書（自営業・内職用）」 認可保育所の申込みに提出している場合でも本申請様式での提出が必要です。
就労内定	採用後に「就労証明書」（就労開始（予定）日を必ず記入）
病気療養・看護	育児が困難であると判断できる医師の診断書または看護が必要と判断できる書類 区指定式を使用し、証明日が申請期間であり、「証明内容が補助申請期間の状況を確認できるもの」を用意ください。
就学	在学証明書・時間割など（在学先で証明を受けてください）

別途書類のご提出を頂く場合があります。また、記載内容について証明者に確認をとる場合があります。

6 補助金の対象範囲

項目	A B	C D E F G	H
契約時間	月極契約時間の月 220 時間まで	月極契約時間の月 220 時間まで	利用時間
月額保育料	対象	対象	対象
給食代	対象（施設等利用給付は対象外）	対象	対象外
月極延長保育料	対象	対象	対象外
スポット延長保育料・教材費	対象外	家庭福祉員・グループ型家庭的保育事業のみ対象	対象外
おむつ代、補食代、雑費等	対象外	対象外	対象外

7 補助額

【事業区分 A B D】

施設等利用費及び認証保育所等保育料補助金額の、各補助上限内における補助額を合算した額。

（計算例）

・区分 A の施設を利用で 3 歳児の課税世帯

・保育料（月極保育料）...65,000 円 の場合

施設等利用費の補助額 37,000 円 + 認証保育所等保育料補助金 23,000 円 = 60,000 円（＝補助金額）
5,000 円が保護者負担額

【事業区分C E G】

補助対象利用料（月極保育料や給食費等）等の、保育所等に支払っている金額（補助上限以内）と、荒川区認可保育園に在籍した場合の月額保育料（認可保育料4）との差。（ただし、多子世帯の保育料減額制度については保育料算出による取り扱いとは一部異なります）。また、認可保育料は世帯の所得によって異なるため、補助額は児童によって異なります。

（計算例）

- ・区分Cの施設を利用し1歳児の課税世帯
- ・保育料（月極保育料）...65,000円
- ・認可保育料（月極保育料）...23,600円の場合

$60,000円 - 23,600円 = 36,400円（＝補助金額）$

↑保護者の支払額は65,000円ですが、補助上限額は60,000円のため、5,000円を引いたのちに認可保育料との差額を算出

28,600円が保護者負担額

【事業区分F】

認証保育所等保育料補助金の額（ただし、保育料から、事業者側の無償化による給付を差し引いた後、負担額が発生する方のみ対象）

（計算例）

- ・3歳児の課税世帯
- ・差し引き後の月極保育料負担額...10,000円の場合

認証保育所等保育料補助額 10,000円（＝補助金額）

【事業区分H】

施設等利用費の額を上限とした、保育料の金額

8 留意点(重要事項ですので内容を十分ご確認ください)

補助金の審査は、提出された書類で行ないます。不足書類や不備があった場合は正しく審査できず補助金の交付ができないことがあります。**申請書類を全て揃えた上でご提出ください。一度提出された書類の差替えや追加等は受け付けませんのでご了承ください。**

申請書類には、消えるボールペンを使用しないでください。消えるボールペンを使用した書類は書類不備といたします。また、勤務証明書についても同様に書類不備といたします。

訂正部分は二重線で抹消し、訂正印を押印の上で正しい内容をご記入ください。修正液等は使用しないでください。

押印は訂正印を含めすべて同じ印鑑を使用してください。また、簿記印は不可です。

郵送で提出した場合の未着について、区は一切責任を負えません。

提出された書類については、返却やコピー等をすることはできません。控え等が必要な場合には、提出をする前にご自身でコピーをする等をしてください。また、住民税納税通知書や住民税課税(非課税)証明書についてはコピーの提出でも有効です。原本がお手元に必要な場合にはご自身でコピーをした上で提出してください。

偽りその他の事情により過払となった補助金は、判明次第、返還していただきます。

【申請書の提出先】

<窓口へ持参する場合>

荒川区 保育課保育管理係（本庁舎2F 窓口）

<郵送する場合>

〒116-8501

荒川区荒川2-2-3

荒川区 保育課保育管理係 宛

【問い合わせ先】

<補助金に関すること>

保育課保育管理係

03-3802-3111（内線：3822、3845）

<保育の必要性の認定に関すること>

保育課入園相談係

03-3802-3111（内線：3825～27、3847）

【FAQ】

共通事項

- Q 保育料や利用料の領収書や契約書の写しの提出は必要ですか。
- A 原則、提出は不要です。ただし、「領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 認証保育所等保育料補助金対象利用料証明書」を利用した保育施設等から発行をうけ、申請書と合わせて提出してください。また、同一月に複数の施設を利用した場合には、施設ごとに証明書の発行が必要です。
- Q 補助額が知りたいです。試算してもらえますか。
- A 試算はしておりません。補助額は、補助金の申請をされた方に対して所定の時期に書面で通知します。
- Q 利用している施設の種別がわかりません。
- A 利用施設の種別がわからない場合は、施設へ直接お問い合わせください。なお、東京都内の認可外保育施設については、東京都福祉保健局のホームページに掲載されている「認可外保育施設一覧表」から、ご自身で種別を確認することも可能です。
- Q テレワークの推進により勤務証明書の発行に時間がかかります。あとから送ってもいいですか。
- A 申請書類は全て揃ってからまとめて提出いただきます。勤務証明書の様式は区のホームページにも掲載しておりますので、勤務先の担当部署の方が直接ダウンロードして頂くことも可能です。
- Q 各種証明書の有効期間はありますか。
- A あります。発行日から起算して3か月以内です。申請期間に間に合わず次回に申請される場合には改めて取得いただきますのでご注意ください。なお各種証明書の具体例は、就労証明書、課税証明書、謄本、履歴事項全部証明書などです。

施設等利用費について

- Q 専業主婦（夫）のため、保育の必要性の認定を受けることができません。補助金は出ますか。
- A 保育の必要性の認定がない方は施設等利用費の対象外です。
- Q これまで保育の必要性の認定を受けていません。認定を受けるにはどうすれば良いですか。
- A 認定を受けていない場合は、荒川区保育課入園相談係で必要な手続きを行ってください。認定は遡ることはできませんのでご注意ください（ご不明な点は、ご案内の最後に記載している連絡先又は窓口へお問い合わせください）。
- Q 保育の必要性の認定を受けていない期間に、保育の必要性が補助要件の事業を利用しました。後から認定を受けても、遡って補助金の対象になりますか。
- A 補助金の対象にはなりません。保育の必要性の認定期間が補助対象期間です。
- Q ファミリー・サポート・センター事業はどのような内容であれば子育てのための施設等利用費の対象となりますか。
- A 原則として「預かり」が対象となります。「預かり」と併せて利用される「送迎」については、「預かり」と一体的に行われることから施設等利用費の対象となりますが、「送迎」のみの利用は対象外です。
- Q 一時保育事業、病児・病後児保育事業は、どのような費用が施設等利用費の対象となりますか。
- A 保育料のみが対象であり、給食代や延長保育料については対象外です。
- Q 過去に保育の必要性の認定を受けました。本補助金申請にあたり認定の手続きは必要ですか。
- A 保育の必要性の認定期間である場合には、改めての手続きは不要です。ただし、認定の期間や継続についての手続きは、ご自身で確認してください。
- Q 保育の必要性の認定を受けています。現況届の提出対象かがわかりません。
- A 補助要件が「保育の必要性の認定」の方は対象です。ただし、令和6年4月1日以降に、保育の必要性の認定を受ける又は継続をするために、当該手続書類及び保育の必要性を証明する書類を提出された方は、提出を省略することができます。
- Q 現況届とは何ですか。
- A 保育の必要性の認定を受けたあとも、その認定期間に関わらず、認定の事由が継続しているかを毎年所定の時期に確認をします。現況届の提出対象者で、提出が無い場合には補助金の対象外となります。

認証保育所等保育料補助金について

Q 認可保育園に在園した場合の保育料はどのように決まりますか。

A 保護者の所得に応じた区民税によって算定されます。(4月から8月までは前年度、9月から翌3月までは当該年度の住民税)

Q 前回申請をし忘れしました。併せて申請できますか。

A 前年度までに限り、遡って申請ができます。必要書類を揃えて申請をしてください。

Q 保育料減額理由(扶養家族の増加等)該当事象が発生しましたが、補助額算定時に使用される「認可保育所に在籍した場合の保育料」は減額されますか。

A 本補助金と保育料の減額は別の制度ですので、適用されません。

Q 多子世帯です。認可保育料は第2子として計算されますか。

A 上のお子さんと同じ世帯の場合に、認可保育料をゼロ円として補助金を算出します。

Q 自営業における証明は何を提出すればいいですか。

A 勤務証明書を両面記載いただき、営業許可証、開業届、登記簿謄本、履歴事業全部証明書、確定申告書、請負契約書等、事業内容が確認できる書類を申請時期毎にご提出ください。認可保育園申込時同様の書類が必要となります。また、月ごとに事業活動のわかるもの(スケジュール表等)も併せて添付してください。

Q 子どもの病気で勤務日数が減ってしまいました。考慮してもらえますか。

A 指数判定は勤務証明書に記載された日数と時間より行います。祝日や病気等で日数が減ってしまう月が生じることを考慮し、6か月の勤務実績のうち、就労による指数が15以上を超える月が3か月以上あった場合、残りの月は勤務時間が72時間を超えていれば対象とします。いかなる事情でも追加書類や申出は受け付けませんので、ご了承ください。

Q 勤務先より発行を受けた勤務証明書の内容が間違っていました。再提出、再審査はできますか。

A 申請後の書類の差替えや追加の受け付けはしておりません。提出をする前に、申請者の方ご自身で勤務日数に有休や休息時間が含んで記載されているか等、記載内容が全て正しいかを良く確認をしたうえで提出をしてください。なお修正をする場合には、証明書を発行した方(事業者等)が、修正箇所を二重線で抹消のうえ「社判」等を訂正印として押印し、正しい内容を追記してください。

Q 提出した勤務証明書の他にもう1か所で勤務していました。追加書類の提出、審査はできますか。

A 申請、交付不交付決定後の書類の差替えや追加等の受け付けはしておりません。提出をする前に、審査に必要な書類が全て揃っているかを良く確認をしたうえで提出をしてください。

Q 育児休業中でも補助金の対象になる場合はありますか。

A あります。基本的には対象外ですが、就労を要件でお子さんを預けていた場合で、次のケースの場合には対象です(父母の一方が当該休業を取得している方で、育児休業給付金支給決定通知書の写しの添付が必要)。

ケース1: 対象児童の育児休業中の場合又は下のお子さんの育児休業中に上のお子さんを預けた場合

- ・月の初日に職場復帰→復帰した前月からが補助の対象
- ・月の途中で職場復帰→復帰した月からが補助の対象

ケース2: 就労を理由に対象児童を預けていた場合で、下のお子さんを出産し、育児休業を新たに取得した場合に、下のお子さんが1歳になる年の年度末までが補助の対象。下のお子さんが保育園等を利用した場合は下のお子さんは上記「ケース1」の「対象児童」に該当。

企業主導型保育施設について

Q 企業主導型保育施設を利用しています。補助金の対象になりますか。

A 無償化対象者については、施設側で標準的な利用料の金額を減額しており、施設等利用費の対象ではありません。ただし、国が定める「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設の場合、認証保育所等保育料補助金の対象になります。証明書交付の有無については、直接施設にお問い合わせください。